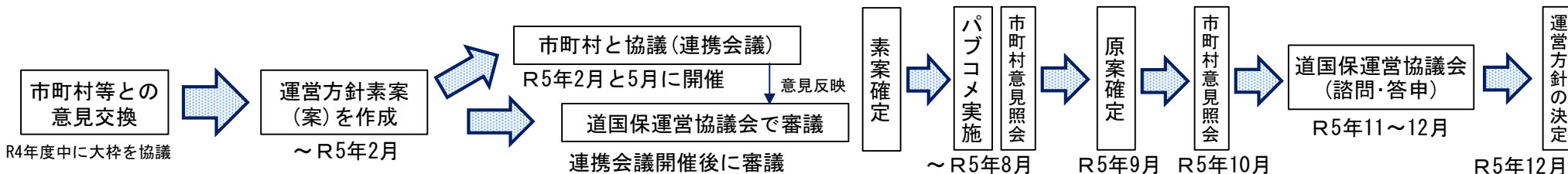


## 次期国保運営方針の見直し手順

### 第1章 第4節 運営方針の見直し (抜粋)

この運営方針は、令和3年4月1日から適用し、3年目までに検証を行い、その見直し内容を次期の方針に反映させることとします。また、それ以前に見直しが必要となった場合は、所定の手順に従い見直しを行います。

【改定スケジュール】(前回改定時のR2年度ベースによる予定案)



### 現行の国保運営方針の目的と骨子

○H30年度以降の国保制度においては、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料(税)率の決定・賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国保事業を運営。

○この「北海道国民健康保険運営方針」は、道と市町村に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向け、国保運営に関する統一的な方針として、国保法第82条の2に基づき、道が策定。

○道では、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料負担となる統一保険料率による「加入者負担の公平化」を令和12(2030)年度を目途に目指すこととしている。

<b>第1章 基本的事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定の目的、根拠規定</li> <li>見直しの時期、PDCAサイクル</li> </ul>	<b>第4章 保険料の徴収の適正な実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>目指す姿、目標収納率、収納率目標達成のための取組</li> </ul>	<b>第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組</li> </ul>
<b>第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>道・市町村国保財政運営</li> <li>赤字解消・削減の取組</li> </ul>	<b>第5章 保険給付の適正な実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検、第三者行為求償事務、不正請求事務等の状況</li> </ul>	<b>第8章 保険医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険医療サービス及び福祉サービス等との連携</li> </ul>
<b>第3章 納付金及び標準的な保険料の算定方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>R6保険料水準の統一、R12統一保険料率に向けて</li> <li>納付金の算定方法</li> </ul>	<b>第6章 医療の適正化の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診の受診状況等、医療費適正化に向けた取組等</li> </ul>	<b>第9章 北海道の国保の健全な運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道国民健康保険市町村連携会議の設置、運営方針の見直し等</li> </ul>

## 4(1)・(2) 国民健康保険制度の取組強化

### 1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度は、現在、平成30年度改革が概ね順調に実施されている。引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、更なる取組を推進することが必要。
- 特に今後の課題として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一の議論等を進めることが重要。
- このため、以下の見直し内容について、法改正を含め対応を行う。

### 2. 見直し内容

- 法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論について、その取組を推進する観点から、都道府県国保運営方針に記載して進める旨を位置づける。
- 都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する。これにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資する財政調整を可能とする。

【施行時期】 国保運営方針：令和6年4月 財政安定化基金：令和4年4月